

## 山形セレクション認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 全国ひいては世界に誇り得る高い品質を有する県産品又はサービスを山形県独自の認定基準「山形基準」に基づいて厳選のうえ「山形セレクション」として認定し、これらを戦略的にプロモートすることによって山形ブランドを確立するとともに、「山形セレクション」の認定をめざした取組みを誘発することにより、優れたものづくり・サービスを提供する地力を高め、さらに高い品質の県産品又はサービスを生み出す産業基盤を醸成していくことにより持続的に発展する本県産業の振興を図る。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県産品 原則として山形県内で生産又は製造されたもので、一般消費者が消費又は使用するもの(最終消費財)で次に掲げるもの。

農林水産物 農産物、畜産物、林産物及び水産物をいう。

加工食品 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品(酒類を含む。)をいう。

地場産業型工業製品 歴史、文化、経営資源等を背景に古くから発展し、一定の地域に定着している産業において製造される工業製品(加工食品を除く。)をいう。

(2) 観光・関連サービス 本県への誘客の拡大に資する資源・サービス等で、次に掲げるもの。

観光資源 観光の対象となり得る自然資源又は歴史・文化資源をいう。

サービス 対価を得て提供する便益そのものが観光の対象となっているもの(個別のサービスが集団化又は統一化されたものを含む。)をいう。

観光地・温泉地 高いホスピタリティ(もてなし)が表現されることにより魅力を有している観光地又は温泉地をいう。

(3) 事業者 農業、林業、漁業、製造業若しくは観光資源を活用したサービスの提供事業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体であって、原則として県内に住所又は主たる事業所を有するものをいう。

(4) 認定 原則として事業者等からの申請に基づき、山形県独自の認定基準(以下「山形基準」という。)に適合する県産品又は観光・関連サービス及び当該県産品又は観光・関連サービスに係る事業者等について、「山形セレクション」として認めることをいう。

### (審査機関の設置)

第3条 知事は、認定の審査等を行うため、山形セレクション会議を設置する。

2 山形セレクション会議設置要領は別に定める。

( 認定の対象 )

第4条 認定の対象は、次のとおりとする。

( 1 ) 県産品

農林水産物及び当該農林水産物に係る事業者

加工食品及び当該加工食品に係る事業者

地場産業型工業製品及び当該地場産業型工業製品に係る事業者

( 2 ) 観光・関連サービス

観光資源

サービス及び当該サービスに係る事業者

観光地・温泉地及び当該観光地・温泉地を統括する団体

( 認定基準 )

第5条 山形基準は、認定の対象となる県産品又は観光・関連サービスの各分野に応じて別表に定めるとおりとする。

2 知事は、山形基準を変更するときは、山形セレクション会議の意見を聴くものとする。

( 認定申請資格 )

第6条 認定の申請を行うことができる者は、原則として、事業者又は観光地・温泉地を統括する団体とする。

( 認定の申請 )

第7条 知事は、認定の対象とする具体的な県産品又は観光・関連サービスを定め、一定の期間を設けて申請を募るものとする。

2 認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書類により知事に申請するものとする。

( 認定の審査 )

第8条 知事は、前条の申請があった場合は、山形基準への適合に関する審査(以下「認定審査」という。)を山形セレクション会議に付託するものとする。

2 山形セレクション会議は、前項による付託があった場合は、申請書類その他必要な事項について別に定めるところにより認定審査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

3 申請者は、認定審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

( 認定 )

第9条 知事は、認定審査において、山形基準に適合すると認められたときは、申請のあった県産品又は観光・関連サービス及び申請者を認定し、当該申請者(以下「認定を受けた者」とい

う。)に対して山形セレクション認定審査結果通知書(様式第1号)により通知するとともに、山形セレクション認定証(様式第2号)を交付するものとする。

- 2 知事は、認定審査において、山形基準に適合しないと認められたときは認定しないものとし、当該申請者に対して山形セレクション認定審査結果通知書(様式第1号の2)によりその理由を付して通知するものとする。

#### (認定の公表)

第10条 知事は、認定した県産品又は観光・関連サービス(以下「認定品」という。)及び認定を受けた者については、当該認定を受けた者から特段の申し出がある場合を除き、申請内容を含めて公表するものとする。

#### (認定の有効期間)

第11条 第9条第1項の規定による認定の有効期間は、認定した日から当該認定した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

#### (認定の更新)

第12条 認定を受けた者は、前条の規定による有効期間満了後においても引き続き認定を受けようとするときは、別に定める手続きにより、当該期間を更新することができる。

- 2 前項の規定により更新される認定の有効期間は、前条の規定による有効期間が満了する日の翌日から起算して3年間とする。

#### (認定の表示)

第13条 認定を受けた者は、認定品が「山形セレクション」として認定を受けたものであること及び自らが認定品に係る認定を受けた者であることを表示することができる。

- 2 前項の表示は、山形セレクションブランドマーク(別記)によるものとする。ただし、認定を受けた者であることの表示については、この限りでない。
- 3 山形セレクションブランドマークの使用に関しては、別に定める。

#### (認定内容の変更)

第14条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに山形セレクション認定内容等変更届出書(様式第3号)により知事に届け出なければならない。

(1) 別に定める申請書類に記載した内容に変更が生じたとき

(2) 認定品の生産・製造、販売又は提供を中止又は廃止し、再開の見込みがないとき

- 2 知事は、前項の届出について、その内容が山形基準に適合しない等認定を継続することが不相当と認めるときは、山形セレクション会議の意見を聴いて認定を取り消すことができる。

- 3 前項の規定により認定を取り消された事業者等は、前条に規定する認定の表示を直ちに中止

するとともに、第9条第1項の規定により交付を受けた山形セレクション認定証を速やかに知事に返還しなければならない。

- 4 知事は、第2項の規定により認定を取り消した場合には、認定を取り消した県産品又は観光・関連サービス並びに認定を取り消した事業者等の名称等を公表することができる。

(実績報告)

第15条 認定を受けた者は、認定品(観光・関連サービスを除く。)の出荷に係る実績について、毎年4月1日から翌年3月31日までの状況を同年5月10日までに山形セレクション認定品出荷実績等報告書(様式第4号)により知事に報告するものとする。

(報告の徴収等)

第16条 知事は、前条の規定に関わらず、特に必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して認定品に係る報告を求め、又は認定品の生産現場、製造施設若しくは集荷施設等への立入調査若しくは品質検査を実施することができる。

(認定の取消)

第17条 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、山形セレクション会議の意見を聴いて認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により認定を受けたとき

(2) 第14条第1項に規定する届出又は第15条の規定による報告を行わなかったとき

(3) 前条に規定する報告、立入調査若しくは品質検査を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき

(4) その他制度の運用又は山形セレクションのブランド価値に重大な支障を及ぼす行為があったとき

2 前項の規定により認定を取り消された事業者等は、その取り消しの日から3年を経過しなければ、新たに認定の申請をすることができない。

3 第14条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により認定を取り消した場合について準用する。

(認定を受けた者の責務)

第18条 認定を受けた者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

(1) 原則として、認定品の流通、販売において、当該認定品が山形セレクションとして認定されたものであることを表示すること。

(2) 県内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、認定品及び山形セレクションの認知普及に努めること。

- ( 3 ) 認定品の出荷量、流通状況及び消費動向については随時把握に努めること。
- ( 4 ) 認定品の計画的な生産・製造又は提供及び適正な品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。
- 2 認定品の生産・製造、流通及び販売等において、当該認定品に係る事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、認定を受けた者がその責任を負うものとし、当該認定を受けた者は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
- 3 認定を受けた者は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、山形セレクション事故等報告書(様式第5号)により、早急に知事に報告しなければならない。

( 認定の特例 )

第19条 知事は、第7条から第9条の規定にかかわらず、山形セレクション会議において、山形セレクションの認知普及及び山形ブランドの確立に資すると認められ、かつ、山形基準に適合することが認められた県産品又は観光・関連サービスについては、認定することができるものとする。

( 書類の提出 )

第20条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、原則として、申請者の住所又は主たる事業所の所在地を所管する総合支庁を経由して提出するものとする。

( 補則 )

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。